

## 【参考】補助事業概要

## 1 新規就農者育成総合対策（国支援事業）

新規就農者育成 総合対策	経営開始資金	認定新規就農者*として独立・自営する、就農時 50 歳未満の者に対し、経営開始資金を交付する事業	150 万円/年 最長 3 年間
	経営発展支援 事業	認定新規就農者として独立・自営をする、就農時 50 歳未満の者が、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、国・県併せて最大 3/4 を支援する事業	上限額 750 万円 経営開始資金の交付対象者は上限 375 万円

※就農から 5 年間の農業経営の方針である青年等就農計画を作成し、その計画が達成される見込みが確実に認められた者

## 2 長野市親元就農者支援事業（長野市事業）

長野市親元就農者支援事業	退職やUターンを伴って認定農業者である親の元に就農した者に対し、助成金を交付する事業。 転入又は退職等をした日の年齢が 50 歳未満の者が対象で、親の元気な時期から親とともに経営を担う子または孫を支援する。	120 万円/年 3 年間
--------------	--	------------------